解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

岡山県高梁市松原通二〇四三番地

財団法人高梁市青少年健全育成財団

清算人　近藤　隆則

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月三十日開催の総会の決議並びに農林水産大臣の認可により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

福岡市中央区長浜三丁目一三番三号

社団法人西日本鮮魚出荷協会

清算人　田中　道孝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

佐賀県佐賀市城内一丁目一番五九号

財団法人佐賀県青年農業者育成センター

代表清算人　溝口　宜彦

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

長崎県大村市水田町六九二番地

財団法人長崎ドレスメーカー女学院

代表清算人　讃岐　暎子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

大分市青葉町一番地

財団法人大分県公園協会

代表清算人　畔津　義彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十七日付仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

仙台市宮城野区岩切分台三丁目一三番地の一四　仙台市岩切駅東土地区画整理組合

清算人代表　残間　勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日、山形県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝二四四八

財団法人鮎貝自彊会

清算人　小嶋　金作

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

栃木県大田原市福原一四一一番地二二

財団法人大田原市ふれあい学習振興財団

代表清算人　津久井富雄

連絡先栃木県大田原市湯津上五―一〇八一

大田原市教育委員会事務局教育部生涯学習課

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月二十八日定款に定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

愛知県豊橋市西小鷹野四丁目二番地七

医療法人たかおか耳鼻咽喉科医院

清算人　丸地　孝昌

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十五年三月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

大阪府貝塚市二色南町四番七号

大鋼連厚生年金基金

代表清算人　川添　龍彦

解散公告（第二回）

当法人は、総会決議により平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

大阪府東大阪市荒川三丁目四番二九号

社団法人東大阪少年補導協会

清算人　久保　惠宣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

和歌山県日高郡由良町大字大引字白崎九六〇番地の一

財団法人由良町観光公社

代表清算人　畑中　雅央

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

鳥取県西伯郡伯耆町溝口六四七番地

財団法人伯耆町農業振興公社

代表清算人　車　睦宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

広島県府中市中須町一三三番地の五

社団法人芦品府中教育会館

代表清算人　四茂野宏道

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

山口県下関市後田町四丁目一一番一号

財団法人市立下関商業学校教育後援会

代表清算人　山本　貴司

解散公告（第二回）

当公社は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

香川県高松市勅使町三九八番地一七

財団法人高松市水道サービス公社

代表清算人　小川　雅史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十八日

福岡市中央区渡辺通五丁目二番二五号

社団法人福岡県動物福祉協会

清算人　吉原　太郎